

(配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第三条の二の三 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所屬者（地方税法第七百三条の四第十一項第一号に規定する特定同一世帯所屬者をいう。次項において同じ。）が前条第十項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における同法第七百三条の四第六項から第八項まで、第七百三条の五及び第七百六条の二の規定の適用については、同法第七百三条の四第六項中「及び山林所得金額の合計額から同条第二項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二の第二十項に規定する条約適用利子等の額の合計額から第三百十四条の第二項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の第二十項に規定する条約適用利子等の額の合計額（」と、同条第七項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第三条の二の第二十項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第八項、同法第七百三条の五及び第七百六条の二の第一項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の第二十項に規定する条約適用利子等の額」と、同法第七百三条の四第八項中「同項各号」とあるのは「第三百十四条の二第一項各号」と、同法第七百三条の五中「この条中山林所得金額」とあるのは「この条中山林所得金額又は租税条約等実施特例法第三条の二の第二十項に規定する条約適用利子等の額」とする。

2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所屬者が前条第十二項に規定する条約適用配当等に係る配当所得を有する場合における地方税法第七百三条の四第六項から第八項まで、第七百三条の五及び第七百六条の二の規定の適用については、同法第七百三条の四第六項中「及び山林所得金額の合計額から同条第二項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二の第十二項に規定する条約適用配当等の額の合計額から第三百十四条の第二項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の第十二項に規定する条約適用配当等の額の合計額（」と、同条第七項中「又は山林所

(配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第三条の二の三 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所屬者（地方税法第七百三条の四第十一項第一号に規定する特定同一世帯所屬者をいう。次項において同じ。）が前条第十項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における同法第七百三条の四第六項から第八項まで、第七百三条の五及び第七百六条の二の規定の適用については、同法第七百三条の四第六項中「及び山林所得金額の合計額から同条第二項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二の第二十項に規定する条約適用利子等の額の合計額から第三百十四条の第二項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の第二十項に規定する条約適用利子等の額の合計額（」と、同条第七項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第三条の二の第二十項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第八項、同法第七百三条の五及び第七百六条の二の第一項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の第二十項に規定する条約適用利子等の額」と、同法第七百三条の四第八項中「同項各号」とあるのは「第三百十四条の二第一項各号」と、同法第七百三条の五中「この条中山林所得金額」とあるのは「この条中山林所得金額又は租税条約等実施特例法第三条の二の第二十項に規定する条約適用利子等の額」とする。

2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所屬者が前条第十二項に規定する条約適用配当等に係る配当所得を有する場合における地方税法第七百三条の四第六項から第八項まで、第七百三条の五及び第七百六条の二の規定の適用については、同法第七百三条の四第六項中「及び山林所得金額の合計額から同条第二項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二の第十二項に規定する条約適用配当等の額の合計額から第三百十四条の第二項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の第十二項に規定する条約適用配当等の額の合計額（」と、同条第七項中「又は山林所

山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第三条の二の第十二項に規定する条約適用配当等の額」と、同条第八項、同法第七百三条の五及び第七百六条の二第一項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の第十二項に規定する条約適用配当等の額」と、同法第七百三条の四第八項中「同項各号」とあるのは「第三百十四条の二第一項各号」と、同法第七百三条の五中「この条中山林所得金額」とあるのは「この条中山林所得金額又は租税条約等実施特例法第三条の二の第十二項に規定する条約適用配当等の額」とする。

（割引債の償還差益に係る所得税の還付）

第三条の三 租税特別措置法第四十一条の十二第七項に規定する割引債（以下この条において「割引債」という。）の発行者は、相手国居住者等に対し当該割引債の同項に規定する償還差益（以下この条において「償還差益」という。）の支払をする場合において、当該償還差益（当該相手国居住者等に係る相手国等との間の租税条約の規定において、当該相手国等においてその法令に基づき当該相手国居住者等の所得として取り扱われるものとされる部分に限る。）につき当該租税条約の規定（当該償還差益に対する所得税の免除又は軽減を定めるものに限る。）の適用があるときは、政令で定めるところにより、その支払を受ける者に対し、同法第四十一条の十二第三項の規定により徴収された所得税で同条第四項の所得税とみなされたものの額（次項又は同条第五項の規定により還付した額を除く。）に相当する金額の全部又は一部を還付する。

2 割引債の発行者は、外国法人に対し当該割引債の償還差益の支払をする場合において、当該償還差益（租税条約の規定において、当該租税条約の相手国等においてその法令に基づき当該外国法人の株主等である者（当該租税条約の規定により当該租税条約の相手国等の居住者とされる者に限る。）の所得として取り扱われるものとされる部分に限る。）につき当該租税条約の規定（当該償還差益に対する所得税の免除又は軽減を定めるものに限る。）の適用があるときは、政令で定めるところにより、その支払を受ける者に対し、租税特別措置法第四十一条の十二第三項の規定により徴収された所得税で同条第四項の所得税とみなされたものの額（前項又は同条第五項の規定により還付した額を除く。）に相当する金額の全部又は一部を還付する。

（配当等又は譲渡収益に対する申告納税に係る所得税等の軽減等）

得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第三条の二の第十二項に規定する条約適用配当等の額」と、同条第八項、同法第七百三条の五及び第七百六条の二第一項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の第十二項に規定する条約適用配当等の額」と、同法第七百三条の四第八項中「同項各号」とあるのは「第三百十四条の二第一項各号」と、同法第七百三条の五中「この条中山林所得金額」とあるのは「この条中山林所得金額又は租税条約等実施特例法第三条の二の第十二項に規定する条約適用配当等の額」とする。

（割引債の償還差益に係る所得税の還付）

第三条の三 租税特別措置法第四十一条の十二第七項に規定する割引債（以下この条において「割引債」という。）の発行者は、相手国居住者等に対し当該割引債の同項に規定する償還差益（以下この条において「償還差益」という。）の支払をする場合において、当該償還差益（当該相手国居住者等に係る相手国等との間の租税条約の規定において、当該相手国等においてその法令に基づき当該相手国居住者等の所得として取り扱われるものとされる部分に限る。）につき当該租税条約の規定（当該償還差益に対する所得税の免除又は軽減を定めるものに限る。）の適用があるときは、政令で定めるところにより、その支払を受ける者に対し、同法第四十一条の十二第三項の規定により徴収された所得税で同条第四項の所得税とみなされたものの額（次項又は同条第五項の規定により還付した額を除く。）に相当する金額の全部又は一部を還付する。

2 割引債の発行者は、外国法人に対し当該割引債の償還差益の支払をする場合において、当該償還差益（租税条約の規定において、当該租税条約の相手国等においてその法令に基づき当該外国法人の株主等である者（当該租税条約の規定により当該租税条約の相手国等の居住者とされる者に限る。）の所得として取り扱われるものとされる部分に限る。）につき当該租税条約の規定（当該償還差益に対する所得税の免除又は軽減を定めるものに限る。）の適用があるときは、政令で定めるところにより、その支払を受ける者に対し、租税特別措置法第四十一条の十二第三項の規定により徴収された所得税で同条第四項の所得税とみなされたものの額（前項又は同条第五項の規定により還付した額を除く。）に相当する金額の全部又は一部を還付する。

（配当等又は譲渡収益に対する申告納税に係る所得税等の軽減等）

第四条 相手国居住者等が、配当等又は譲渡収益（資産の譲渡により生ずる収益で所得税法の施行地にその源泉があるものをいい、配当等に含まれるものを除く。以下同じ。）のうち、当該相手国居住者等に係る相手国等との間の租税条約の規定において、当該相手国等においてその法令に基づき当該相手国居住者等の所得として取り扱われるものとされるもの（次項において「相手国居住者等所得」という。）であつて限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものに係る所得（所得税法第六十五条又は法人税法第四十二条の規定の適用を受けるものに限る。）を有する場合において、当該相手国居住者等の所得税額又は法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、当該配当等の金額又は当該譲渡収益に係る所得（所得税に係る場合には、その課税標準に含まれる部分に限る。）の金額に当該租税条約の規定により当該配当等又は譲渡収益についてそれぞれ適用される限度税率を乗じて計算した金額の合計額を超えるときは、当該相手国居住者等の所得税又は法人税につき、その超える金額に相当する税額を軽減する。

2 省 略

3 外国法人が、配当等又は譲渡収益のうち、租税条約の規定において、当該租税条約の相手国等においてその法令に基づき当該外国法人の株主等である者（当該租税条約の規定により当該租税条約の相手国等の居住者とされる者に限る。）の所得として取り扱われるものとされる部分（次項において「株主等所得」という。）であつて限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものに係る所得（法人税法第四十二条の規定の適用を受けるものに限る。）を有する場合において、当該外国法人の法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、当該配当等の金額又は当該譲渡収益に係る所得の金額に当該租税条約の規定により当該配当等又は譲渡収益についてそれぞれ適用される限度税率を乗じて計算した金額の合計額を超えるときは、当該外国法人の法人税につき、その超える金額に相当する税額を軽減する。

4 省 略

5 非居住者又は外国法人が、配当等又は譲渡収益のうち、当該非居住者又は外国法人に係る相手国等との間の租税条約の規定において、当該相手国等においてその法令に基づき当該非居住者又は外国法人が構成員となつてゐる当該相手国等の団体の所得として取り扱われるものとされるもの（次項において「相手国団体所得」という。）であつて限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものに係る所得（所得税法第六十五条又は法人税法第四十二条の規定の適用を受けるものに限る。）を有する場合において、当該非居住者又は外国法人の所得税

第四条 相手国居住者等が、配当等又は譲渡収益（資産の譲渡により生ずる収益で所得税法の施行地にその源泉があるものをいい、配当等に含まれるものを除く。以下同じ。）のうち、当該相手国居住者等に係る相手国等との間の租税条約の規定において、当該相手国等においてその法令に基づき当該相手国居住者等の所得として取り扱われるものとされるもの（次項において「相手国居住者等所得」という。）であつて限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものに係る所得（所得税法第六十五条又は法人税法第四十二条の規定の適用を受けるものに限る。）を有する場合において、当該相手国居住者等の所得税額又は法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、当該配当等の金額又は当該譲渡収益に係る所得（所得税に係る場合には、その課税標準に含まれる部分に限る。）の金額に当該租税条約の規定により当該配当等又は譲渡収益についてそれぞれ適用される限度税率を乗じて計算した金額の合計額を超えるときは、当該相手国居住者等の所得税又は法人税につき、その超える金額に相当する税額を軽減する。

2 同 上

3 外国法人が、配当等又は譲渡収益のうち、租税条約の規定において、当該租税条約の相手国等においてその法令に基づき当該外国法人の株主等である者（当該租税条約の規定により当該租税条約の相手国等の居住者とされる者に限る。）の所得として取り扱われるものとされる部分（次項において「株主等所得」という。）であつて限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものに係る所得（法人税法第四十二条の規定の適用を受けるものに限る。）を有する場合において、当該外国法人の法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、当該配当等の金額又は当該譲渡収益に係る所得の金額に当該租税条約の規定により当該配当等又は譲渡収益についてそれぞれ適用される限度税率を乗じて計算した金額の合計額を超えるときは、当該外国法人の法人税につき、その超える金額に相当する税額を軽減する。

4 同 上

5 非居住者又は外国法人が、配当等又は譲渡収益のうち、当該非居住者又は外国法人に係る相手国等との間の租税条約の規定において、当該相手国等においてその法令に基づき当該非居住者又は外国法人が構成員となつてゐる当該相手国等の団体の所得として取り扱われるものとされるもの（次項において「相手国団体所得」という。）であつて限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものに係る所得（所得税法第六十五条又は法人税法第四十二条の規定の適用を受けるものに限る。）を有する場合において、当該非居住者又は外国法人の所得税額又は

額又は法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、当該配当等の金額又は当該譲渡収益に係る所得（所得税に係る場合には、その課税標準に含まれる部分に限る。）の金額に当該租税条約の規定により当該配当等又は譲渡収益についてそれぞれ適用される限度税率を乗じて計算した金額の合計額を超えるときは、当該非居住者又は外国法人の所得税又は法人税につき、その超える金額に相当する税額を軽減する。

618 省 略

（保険料を支払った場合等の所得税の課税の特例）

第五条の二 所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者が支払った又は控除される保険料（租税条約の規定により、当該租税条約の相手国等の社会保障制度（当該租税条約に規定する社会保障制度をいう。以下この項及び第三項において同じ。）に対して支払われるもので、我が国の社会保障制度に対して支払われる当該租税条約に規定する強制保険料と同様の方法並びに類似の条件及び制限に従って取り扱うこととされるものに限る。次項において同じ。）については、同法第七十四条第二項に規定する社会保険料（第三項において「社会保険料」という。）とみなして、同法（第八十八条、第九十条及び第九十六条を除く。）の規定を適用する。この場合において、同法第二百二十条第三項第一号中「に係るもの」とあるのは、「及び租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第五条の二第一項（保険料を支払った場合等の所得税の課税の特例）に規定する保険料に係るもの」とする。

2 省 略

3 相手国居住者等で所得税法第六十四条第一項第一号から第三号までに掲げる非居住者に該当するものがその給与又は報酬（同法第六十一条第八号に掲げる国内源泉所得に該当するものに限る。第五項及び第六項において同じ。）から支払った又は控除される特定社会保険料（社会保険料及び当該相手国居住者等に係る租税条約の相手国等の社会保障制度に係る保険料のうち、当該租税条約の規定によりこれらの金額につき一定の金額を限度として給与又は報酬に対し租税を課さないこととされるものをいう。以下この条において同じ。）については、当該相手国居住者等の同法第六十五条に規定する総合課税に係る所得税の課税標準及び所得税の額につき同条の規定により同法第二十八条又は第五十七条の二の規定に準じて計算する場合には、同法第二十八条第二項中「給与所得控除額」とあるのは「給与所得控除額及び租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地

法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、当該配当等の金額又は当該譲渡収益に係る所得（所得税に係る場合には、その課税標準に含まれる部分に限る。）の金額に当該租税条約の規定により当該配当等又は譲渡収益についてそれぞれ適用される限度税率を乗じて計算した金額の合計額を超えるときは、当該非居住者又は外国法人の所得税又は法人税につき、その超える金額に相当する税額を軽減する。

618 同 上

（保険料を支払った場合等の所得税の課税の特例）

第五条の二 所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者が支払った又は控除される保険料（租税条約の規定により、当該租税条約の相手国等の社会保障制度（当該租税条約に規定する社会保障制度をいう。以下この項及び第三項において同じ。）に対して支払われるもので、我が国の社会保障制度に対して支払われる当該租税条約に規定する強制保険料と同様の方法並びに類似の条件及び制限に従って取り扱うこととされるものに限る。次項において同じ。）については、同法第七十四条第二項に規定する社会保険料（第三項において「社会保険料」という。）とみなして、同法（第八十八条、第九十条及び第九十六条を除く。）の規定を適用する。この場合において、同法第二百二十条第三項第一号中「に係るもの」とあるのは、「及び租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第五条の二第一項（保険料を支払った場合等の所得税の課税の特例）に規定する保険料に係るもの」とする。

2 同 上

3 相手国居住者等で所得税法第六十四条第一項第一号から第三号までに掲げる非居住者に該当するものがその給与又は報酬（同法第六十一条第八号に掲げる国内源泉所得に該当するものに限る。第五項及び第六項において同じ。）から支払った又は控除される特定社会保険料（社会保険料及び当該相手国居住者等に係る租税条約の相手国等の社会保障制度に係る保険料のうち、当該租税条約の規定によりこれらの金額につき一定の金額を限度として給与又は報酬に対し租税を課さないこととされるものをいう。以下この条において同じ。）については、当該相手国居住者等の同法第六十五条に規定する総合課税に係る所得税の課税標準及び所得税の額につき同条の規定により同法第二十八条又は第五十七条の二の規定に準じて計算する場合には、同法第二十八条第二項中「給与所得控除額」とあるのは「給与所得控除額及び租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税

方税法の特例等に関する法律第五条の二第三項（保険料を支払った場合等の所得税の課税の特例）に規定する特定社会保険料（以下「特定社会保険料」という。）の金額」と、同条第四項中「相当する金額」とあるのは「相当する金額から特定社会保険料の金額を控除した残額」と、同法第五十七条の二第一項中「残額からその超える部分の金額」とあるのは「収入金額から同項の給与所得控除額及びその超える部分の金額並びに特定社会保険料の金額」と読み替えるものとする。

4・5 省 略

6 相手国居住者等で所得税法第六十四条第一項第四号に掲げる非居住者に該当するものが、その給与又は報酬から特定社会保険料を支払った場合又は控除される場合において、当該給与又は報酬につき同法第二百十二条第一項又は第二項の規定の適用を受けないときにおける同法第七十条及び第七十二条の規定の適用については、同法第七十条中「金額に」とあるのは「金額から租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第五条の二第六項（保険料を支払った場合等の所得税の課税の特例）の特定社会保険料（以下「特定社会保険料」という。）の金額を控除した残額に」と、同法第七十二条第一項第一号中「及び当該金額につき」とあるのは「、当該適用を受けない部分の金額に係る特定社会保険料の金額、当該適用を受けない部分の金額から当該特定社会保険料の金額を控除した残額及び当該残額につき租税条約等実施特例法第五条の二第六項（保険料を支払った場合等の所得税の課税の特例）の規定により読み替えられた」とする。

7 省 略

（双方居住者の取扱い）

第六条 所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者で租税条約の規定により当該租税条約の相手国等の居住者とみなされるものは、同法及び地方税法の施行地に住所及び居所を有しないものとみなして、所得税法（第十五条及び第十六条を除く。）、地方税法（当該租税条約の規定の適用を受ける住民税（道府県民税、市町村民税、都民税及び特別区民税をいう。）又は事業税に係る部分に限る。）及びこの法律の規定を適用する。

（租税条約に基づく認定）

第六条の二 相手国居住者等で、国内源泉所得（所得税法第六十一条に規定する国内源泉所得（同法第六十二条の規定により国内源泉所得とみなされるものを

法の特例等に関する法律第五条の二第三項（保険料を支払った場合等の所得税の課税の特例）に規定する特定社会保険料（以下「特定社会保険料」という。）の金額」と、同条第四項中「相当する金額」とあるのは「相当する金額から特定社会保険料の金額を控除した残額」と、同法第五十七条の二第一項中「残額からその超える部分の金額」とあるのは「収入金額から同項の給与所得控除額及びその超える部分の金額並びに特定社会保険料の金額」と読み替えるものとする。

4・5 同 上

6 相手国居住者等で所得税法第六十四条第一項第四号に掲げる非居住者に該当するものが、その給与又は報酬から特定社会保険料を支払った場合又は控除される場合において、当該給与又は報酬につき同法第二百十二条第一項又は第二項の規定の適用を受けないときにおける同法第七十条及び第七十二条の規定の適用については、同法第七十条中「金額に」とあるのは「金額から租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第五条の二第六項（保険料を支払った場合等の所得税の課税の特例）の特定社会保険料（以下「特定社会保険料」という。）の金額を控除した残額に」と、同法第七十二条第一項第一号中「及び当該金額につき」とあるのは「、当該適用を受けない部分の金額に係る特定社会保険料の金額、当該適用を受けない部分の金額から当該特定社会保険料の金額を控除した残額及び当該残額につき租税条約等実施特例法第五条の二第六項（保険料を支払った場合等の所得税の課税の特例）の規定により読み替えられた」とする。

7 同 上

（双方居住者の取扱い）

第六条 所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者で租税条約の規定により当該租税条約の相手国の居住者とみなされるものは、同法及び地方税法の施行地に住所及び居所を有しないものとみなして、所得税法（第十五条及び第十六条を除く。）、地方税法（当該租税条約の規定の適用を受ける住民税（道府県民税、市町村民税、都民税及び特別区民税をいう。）又は事業税に係る部分に限る。）及びこの法律の規定を適用する。

（租税条約に基づく認定）

第六条の二 相手国居住者等で、国内源泉所得（所得税法第六十一条に規定する国内源泉所得（同法第六十二条の規定により国内源泉所得とみなされるものを

含む。)又は法人税法第百三十八条に規定する国内源泉所得(同法第百三十九条の規定により国内源泉所得とみなされるものを含む。)をいう。以下この条において同じ。)を有し、又は有することとなるものは、国税庁長官から、当該国内源泉所得ごとに、租税条約の規定のうち当該相手国居住者等に対する租税条約の適用に関する条件を定める規定であつて財務省令で定めるものに基づく認定(以下この条において「租税条約に基づく認定」という。)を受けることができる。

2 外国法人で、国内源泉所得のうち、租税条約の規定において、当該租税条約の相手国等においてその法令に基づき当該外国法人の株主等である者(当該租税条約の規定により当該租税条約の相手国等の居住者とされる者に限る。)の所得として取り扱われるものとされる部分(以下この項において「株主等所得」という。)を有し、又は有することとなるものは、国税庁長官から、当該株主等所得ごとに、租税条約に基づく認定を受けることができる。

3 非居住者又は外国法人で、国内源泉所得のうち、当該非居住者又は外国法人に係る相手国等との間の租税条約の規定において、当該相手国等においてその法令に基づき当該非居住者又は外国法人が構成員となつている当該相手国等の団体の所得として取り扱われるものとされるもの(以下この項において「相手国団体所得」という。)を有し、又は有することとなるものは、国税庁長官から、当該相手国団体所得ごとに、租税条約に基づく認定を受けることができる。

4 非居住者又は外国法人で、国内源泉所得のうち、当該非居住者又は外国法人に係る国以外の相手国等との間の租税条約の規定において、当該相手国等においてその法令に基づき当該非居住者又は外国法人が構成員となつている当該相手国等の団体の所得として取り扱われるものとされるもの(以下この項において「第三国団体所得」という。)を有し、又は有することとなるものは、国税庁長官から、当該第三国団体所得ごとに、租税条約に基づく認定を受けることができる。

5 居住者(所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者をいう。以下この項において同じ。)又は内国法人で、国内源泉所得のうち、租税条約の規定において、当該租税条約の相手国等においてその法令に基づき当該居住者又は内国法人が構成員となつている当該相手国等の団体の所得として取り扱われるものとされるもの(以下この項において「特定所得」という。)を有し、又は有することとなるものは、国税庁長官から、当該特定所得ごとに、租税条約に基づく認定を受けることができる。

6 12 省 略

含む。)又は法人税法第百三十八条に規定する国内源泉所得(同法第百三十九条の規定により国内源泉所得とみなされるものを含む。)をいう。以下この条において同じ。)を有し、又は有することとなるものは、国税庁長官から、当該国内源泉所得ごとに、租税条約の規定であつて政令で定めるものの認定(以下この条において「租税条約に基づく認定」という。)を受けることができる。

2 外国法人で、国内源泉所得のうち、租税条約の規定において、当該租税条約の相手国においてその法令に基づき当該外国法人の株主等である者(当該租税条約の規定により当該租税条約の相手国の居住者とされる者に限る。)の所得として取り扱われるものとされる部分(以下この項において「株主等所得」という。)を有し、又は有することとなるものは、国税庁長官から、当該株主等所得ごとに、租税条約に基づく認定を受けることができる。

3 非居住者又は外国法人で、国内源泉所得のうち、当該非居住者又は外国法人に係る相手国等との間の租税条約の規定において、当該相手国等においてその法令に基づき当該非居住者又は外国法人が構成員となつている当該相手国等の団体の所得として取り扱われるものとされるもの(以下この項において「相手国団体所得」という。)を有し、又は有することとなるものは、国税庁長官から、当該相手国団体所得ごとに、租税条約に基づく認定を受けることができる。

4 非居住者又は外国法人で、国内源泉所得のうち、当該非居住者又は外国法人に係る国以外の相手国等との間の租税条約の規定において、当該相手国等においてその法令に基づき当該非居住者又は外国法人が構成員となつている当該相手国等の団体の所得として取り扱われるものとされるもの(以下この項において「第三国団体所得」という。)を有し、又は有することとなるものは、国税庁長官から、当該第三国団体所得ごとに、租税条約に基づく認定を受けることができる。

5 居住者(所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者をいう。以下この項において同じ。)又は内国法人で、国内源泉所得のうち、租税条約の規定において、当該租税条約の相手国等においてその法令に基づき当該居住者又は内国法人が構成員となつている当該相手国等の団体の所得として取り扱われるものとされるもの(以下この項において「特定所得」という。)を有し、又は有することとなるものは、国税庁長官から、当該特定所得ごとに、租税条約に基づく認定を受けることができる。

6 12 同 上

(租税条約に基づく合意があつた場合の更正の特例)

第七条 相手国等の法令に基づき、相手国居住者等又は居住者（所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者をいう。以下この条において同じ。）若しくは内国法人に係る租税（当該相手国等との間の租税条約の適用があるものに限り。）の課税標準等（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第六号イからハまでに掲げる事項をいう。）又は税額等（同条二からハまでに掲げる事項をいう。）につき更正（国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正をいう。以下この項において同じ。）又は決定（国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。）に相当する処分があつた場合において、当該課税標準等又は税額等に関し、財務大臣と当該相手国等の権限ある当局との間の当該租税条約に基づく合意が行われたことにより、居住者の各年分の各種所得の金額（所得税法第二条第一項第二十二号に規定する各種所得の金額をいう。以下この項において同じ。）内国法人の各事業年度の所得の金額若しくは各連結事業年度の連結所得の金額又は相手国居住者等の各年分の各種所得の金額若しくは各事業年度の所得の金額のうちに減額されるものがあるときは、当該居住者若しくは当該内国法人又は当該相手国居住者等の国税通則法第二十三条第一項又は第二項の規定による更正の請求に基づき、税務署長は、当該合意をした内容を基に計算される当該居住者の各年分の各種所得の金額、当該内国法人の各事業年度の所得の金額若しくは各連結事業年度の連結所得の金額又は当該相手国居住者等の各年分の各種所得の金額若しくは各事業年度の所得の金額を基礎として、更正をすることができる。

2 省略

3 第一項の更正を受けた居住者若しくは内国法人又は相手国居住者等に対する所得税法第五十三条（同法第六十七条において準用する場合を含む。）並びに法人税法第八十条の二（同法第四十五条第一項において準用する場合を含む。）及び第八十二条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

所得税法第五十三条	修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第七條第一項（租税条約に基づく合意があつた場合の更
-----------	----------------------	---

(租税条約に基づく合意があつた場合の更正の特例)

第七条 租税条約の相手国の法令に基づき、相手国居住者等又は居住者（所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者をいう。以下この条において同じ。）若しくは内国法人に係る租税（当該租税条約の適用があるものに限り。）の課税標準等（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第六号イからハまでに掲げる事項をいう。）又は税額等（同条二からハまでに掲げる事項をいう。）につき更正（国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正をいう。以下この項において同じ。）又は決定（国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。）に相当する処分があつた場合において、当該課税標準等又は税額等に関し、財務大臣と当該相手国の権限ある当局との間の当該租税条約に基づく合意が行われたことにより、居住者の各年分の各種所得の金額（所得税法第二条第二十二号に規定する各種所得の金額をいう。以下この項において同じ。）内国法人の各事業年度の所得の金額（解散（合併による解散を除く。）による清算所得の金額を含む。以下この項において同じ。）若しくは各連結事業年度の連結所得の金額又は相手国居住者等の各年分の各種所得の金額若しくは各事業年度の所得の金額のうちに減額されるものがあるときは、当該居住者若しくは当該内国法人又は当該相手国居住者等の国税通則法第二十三条第一項又は第二項の規定による更正の請求に基づき、税務署長は、当該合意をした内容を基に計算される当該居住者の各年分の各種所得の金額、当該内国法人の各事業年度の所得の金額若しくは各連結事業年度の連結所得の金額又は当該相手国居住者等の各年分の各種所得の金額若しくは各事業年度の所得の金額を基礎として、更正をすることができる。

2 同上

3 同上

同上	同上	租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第七條第一項（租税条約に基づく合意があつた場合の更
----	----	--

法人税法第八十条の二				法人税法第八十条の二							
省略	省略	省略	修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定	省略	省略	省略	修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定	省略	省略	省略	
省略	省略	省略	租税条約等実施特例法第七条第一項（租税条約に基づく合意があつた場合の更正の特例）の更正	省略	省略	省略	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第七条第一項（租税条約に基づく合意があつた場合の更正の特例）の更正	省略	省略	省略	更正の特例）の更正

同上				同上							
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
同上	同上	同上	租税条約等実施特例法第七条第一項（租税条約に基づく合意があつた場合の更正の特例）の更正	同上	同上	同上	租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第七条第一項（租税条約に基づく合意があつた場合の更正の特例）の更正	同上	同上	同上	正の特例）の更正

4 第一項に規定する課税標準等又は税額等につき財務大臣が相手国等の権限ある当局との間で当該相手国等との間の租税条約に基づく合意をしたことその他の政令で定める要件を満たすときは、国税局長又は税務署長は、同項の規定による更正に係る還付金又は過納金については、国税通則法第五十八条第一項に規定する還付加算金のうちその計算の基礎となる期間で財務大臣が当該相手国等の権限ある当局との間で合意をした期間に対応する部分に相当する金額を付さないことができる。

(租税条約に基づく協議等で地方税に係るものに関する手続)

第八条 財務大臣は、相手国等の権限ある当局と当該相手国等との間の租税条約に規定する協議又は合意をする場合において、その協議又は合意の内容が地方公共団体が課する租税に係るものであるときは、あらかじめ総務大臣に協議し、その結果に基づいて、これをするものとする。

2 省略

(相手国等への情報提供)

第八条の二 財務大臣は、相手国等の租税に関する法令を執行する当局（以下この条において「相手国等税務当局」という。）に対し、当該相手国等との間の租税条約等に定めるところにより、その職務の遂行に資すると認められる租税に関する情報の提供を行うことができる。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 当該相手国等税務当局が、我が国が行う当該情報の提供に相当する情報の提供を我が国に対して行うことができないと認められるとき。
- 二 我が国がこの条の規定により提供する情報について当該相手国等において秘密の保持が担保されていないと認められるとき。
- 三 我が国がこの条の規定により提供する情報が当該相手国等税務当局の職務の遂行に資する目的以外の目的で使用されるおそれがあると認められるとき。
- 四 当該情報の提供を行うことが我が国の利益を害することとなるおそれがあると認められるとき。
- 五 当該相手国等から当該情報の提供の要請があつた場合にあっては、当該相手国等税務当局が当該要請に係る情報入手するために通常用いる手段を用いながらかつたと認められるとき（当該手段を用いることが著しく困難であると認めら

4 第一項に規定する課税標準等又は税額等につき財務大臣が租税条約の相手国の権限ある当局との間で当該租税条約に基づく合意をしたことその他の政令で定める要件を満たすときは、国税局長又は税務署長は、同項の規定による更正に係る還付金又は過納金については、国税通則法第五十八条第一項に規定する還付加算金のうちその計算の基礎となる期間で財務大臣が当該相手国の権限ある当局との間で合意をした期間に対応する部分に相当する金額を付さないことができる。

(租税条約に基づく協議等で地方税に係るものに関する手続)

第八条 財務大臣は、租税条約の相手国の権限ある当局と当該租税条約に規定する協議又は合意をする場合において、その協議又は合意の内容が地方公共団体が課する租税に係るものであるときは、あらかじめ総務大臣に協議し、その結果に基づいて、これをするものとする。

2 同 上

れるときを除く。〕。

〔相手国等から情報の提供要請があつた場合の当該職員の見問検査権〕

第九条 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、租税条約等の規定に基づき当該租税条約等の相手国等から当該相手国等の租税に関する調査（当該相手国等の刑事事件の捜査その他当該相手国等の租税に関する法令を執行する当局が行う犯罪事件の調査を除く。）に必要な情報の提供の要請があつた場合には、前条の規定により当該情報の提供を行うために、当該要請において特定された者に質問し、又はその者の事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第十条の二及び第十三条第一項第二号において同じ。）その他の物件を検査することができる。

2 省略

〔相手国等から犯罪事件に関する情報の提供要請があつた場合の見問、検査又は領置〕

第十条の二 収税官吏は、租税条約等の規定に基づき当該租税条約等の相手国等から当該相手国等の租税に関して当該相手国等の租税に関する法令を執行する当局が行う犯罪事件の調査に必要な情報の提供の要請があつた場合には、第八条の二の規定により当該情報の提供を行うために、当該要請において特定された者に対する質問、その者の事業に関する帳簿書類その他の物件の検査又はこれらの者が任意に提出した物の領置をすることができる。

〔相手国から情報の提供要請があつた場合の当該職員の見問検査権〕

第九条 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、租税条約の規定に基づき当該租税条約の相手国から当該相手国の租税に関する調査（当該相手国の刑事事件の捜査その他当該相手国の租税に関する法令を執行する当局が行う犯罪事件の調査を除く。）に必要な情報（以下この項において「必要情報」という。）の提供の要請があつた場合には、当該租税条約の規定に基づき当該必要情報の提供を行うために、当該要請において特定された者に質問し、又はその者の事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第十条の二及び第十三条第一項第二号において同じ。）その他の物件を検査することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 当該租税条約の規定に基づいて我が国が行う情報の提供の要請に応ずるために、当該相手国が当該情報を収集する措置をとることができないと認められるとき。

二 当該必要情報の提供の要請に応ずることが我が国の租税に関する法令の執行に支障を及ぼし、その他我が国の利益を害するおそれがあると認められるとき。

三 当該相手国において当該必要情報を入手することが困難であると認められないとき。

2 同上

〔相手国から犯罪事件に関する情報の提供要請があつた場合の見問、検査又は領置〕

第十条の二 収税官吏は、租税条約の規定に基づき当該租税条約の相手国から当該相手国の租税に関して当該相手国の租税に関する法令を執行する当局が行う犯罪事件の調査に必要な情報（以下この条及び次条第一項において「必要犯罪情報」という。）の提供の要請があつた場合には、当該租税条約の規定に基づき当該必要犯罪情報の提供を行うために、当該要請において特定された者に対する質問、その者の事業に関する帳簿書類その他の物件の検査又はこれらの者が任意に提出した物の領置をすることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合

(相手国等から犯則事件に関する情報の提供要請があつた場合の臨検、搜索又は差押え)

第十条の三 収税官吏は、前条の質問、検査又は領置をすることができる場合で、かつ、同条に規定する情報が相手国等の租税に関する法令を執行する当局が行う犯則事件の調査に欠くことのできないものであることを明らかにした当該相手国等の書面がある場合において、必要があると認めるときは、その所属官署の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、臨検、搜索又は差押えをすることができる。

2 省 略

3 収税官吏は、第一項又は前項の許可状（以下この条において「許可状」という。）を請求する場合においては、相手国等の犯則事件が存在すると認められる資料及び第一項の書面を提出しなければならない。

4 前項の規定による請求があつた場合においては、地方裁判所の裁判官は、臨検すべき場所、搜索すべき場所、身体若しくは物件又は差し押さえるべき物件並びに請求者の官職及び氏名、有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付の年月日並びに裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を収税官吏に交付しなければならない。この場合において、相手国等の犯則事件の犯則嫌疑者の氏名又は犯則の事実が明らかであるときは、これらの事項をも記載しなければならない。

5 省 略

(相手国等の租税の徴収)

第十一条 政府は、租税条約の規定により当該租税条約の相手国等の租税につき当

は、この限りでない。

「当該租税条約の規定に基づいて我が国が行う情報の提供の要請に応ずるために、当該相手国が当該情報を収集する措置をとることができないと認められるとき。」

二 当該必要犯則情報の提供の要請に応ずることが我が国の租税に関する法令の執行に支障を及ぼし、その他我が国の利益を害するおそれがあると認められるとき。

三 当該相手国において当該必要犯則情報を入手することが困難であると認められないとき。

(相手国から必要犯則情報の提供要請があつた場合の臨検、搜索又は差押え)

第十条の三 収税官吏は、前条の質問、検査又は領置をすることができる場合で、かつ、必要犯則情報が租税条約の相手国の租税に関する法令を執行する当局が行う犯則事件の調査に欠くことのできないものであることを明らかにした当該相手国の書面がある場合において、必要があると認めるときは、その所属官署の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、臨検、搜索又は差押えをすることができる。

2 同 上

3 収税官吏は、第一項又は前項の許可状（以下この条において「許可状」という。）を請求する場合においては、相手国の犯則事件が存在すると認められる資料及び第一項の書面を提出しなければならない。

4 前項の規定による請求があつた場合においては、地方裁判所の裁判官は、臨検すべき場所、搜索すべき場所、身体若しくは物件又は差し押さえるべき物件並びに請求者の官職及び氏名、有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付の年月日並びに裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を収税官吏に交付しなければならない。この場合において、相手国の犯則事件の犯則嫌疑者の氏名又は犯則の事実が明らかであるときは、これらの事項をも記載しなければならない。

5 同 上

(相手国の租税の徴収)

第十一条 政府は、租税条約の規定により当該租税条約の相手国の租税につき当該

該相手国等の政府から徴収の囑託を受けたときは、国税徴収の例によりこれを徴収する。この場合において、当該租税及びその滞納処分費の徴収の順位は、それぞれ国税及びその滞納処分費と同順位とする。

(実施規定)

第十二条 第二条から前条までに定めるもののほか、租税条約等の実施及びこの法律の適用に關し必要な事項は、総務省令、財務省令で定める。

(罰則)

第十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 省略

2| 法人（人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

3| 省略

相手国の政府から徴収の囑託を受けたときは、国税徴収の例によりこれを徴収する。この場合において、当該租税及びその滞納処分費の徴収の順位は、それぞれ国税及びその滞納処分費と同順位とする。

(実施規定)

第十二条 第二条から前条までに定めるもののほか、租税条約の実施及びこの法律の適用に關し必要な事項は、総務省令、財務省令で定める。

(罰則)

第十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一・二 同上

2| 租税条約の規定に基づいて行う情報の提供のための調査に關する事務に従事している者又は従事していた者が、その事務に關して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、これを二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

3| 法人（人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して第一項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

4| 同上

(租税特別措置法の一部改正)

第十八条 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次

第一章	総則(第一条―第二条の二)
第二章	所得税法の特例
第一節	利子所得及び配当所得(第三条―第九条の八)
第二節	不動産所得及び事業所得
第一款	特別税額控除及び減価償却の特例(第十条―第十九条)
第二款	準備金(第二十条―第二十一条)
第三款	鉱業所得の課税の特例(第二十二条―第二十四条)
第四款	農業所得の課税の特例(第二十四条の二―第二十五条)
第五款	その他の特例(第二十五条の二―第二十八条の四)
第三節	給与所得及び退職所得(第二十九条―第二十九条の六)
第四節	山林所得及び譲渡所得等
第一款	山林所得の課税の特例(第三十条・第三十条の二)
第二款	長期譲渡所得の課税の特例(第三十一条―第三十一条の四)
第三款	短期譲渡所得の課税の特例(第三十二条)
第四款	収用等の場合の譲渡所得の特別控除等(第三十三条―第三十三条の六)
第五款	特定事業の用地買収等の場合の譲渡所得の特別控除(第三十四条―第三十四条の三)
第六款	居住用財産の譲渡所得の特別控除(第三十五条)
第六款の二	特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除(第三十五条の二)
第七款	譲渡所得の特別控除額の特例(第三十六条)
第七款の二	居住用財産の買換えの場合等の長期譲渡所得の課税の特例(第三十六条の二―第三十六条の五)
第八款	特定の事業用資産の買換えの場合等の譲渡所得の課税の特例(第三十七条―第三十七条の九の五)
第九款	有価証券の譲渡による所得の課税の特例等(第三十七条の十一―第三十八条)
第十款	その他の特例(第三十九条―第四十条の三)

目次

第一章	同上
第二章	同上
第一節	利子所得及び配当所得(第三条―第九条の七)
第二節	同上
第一款	同上
第二款	同上
第三款	同上
第四款	同上
第五款	同上
第三節	同上
第四節	同上
第一款	同上
第二款	同上
第三款	同上
第四款	同上
第五款	同上
第六款	同上
第六款の二	同上
第七款	同上
第七款の二	同上
第八款	同上
第九款	同上
第十款	同上

第四節の二 居住者の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例

第一款 居住者の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（第四十条の四―第四十条の六）

第二款 特殊関係株主等である居住者に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例（第四十条の七―第四十条の九）

第五節 住宅借入金等を有する場合の特別税額控除（第四十一条―第四十一条の三の二）

第六節 その他の特例（第四十一条の四―第四十二条の三）

第三章 法人税法の特例

第一節 中小企業者等の法人税率の特例（第四十二条の三の二）

第一節の二 特別税額控除及び減価償却の特例（第四十二条の四―第五十四条）

第二節 準備金等（第五十五条―第五十七条の十）

第三節 鉱業所得の課税の特例（第五十八条・第五十九条）

第三節の二 対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例（第五十九条の二）

第三節の三 沖縄の認定法人の課税の特例（第六十条）

第四節 協同組合の課税の特例（第六十一条）

第四節の二 認定農業生産法人等の課税の特例（第六十一条の二・第六十一条の三）

第四節の三 交際費等の課税の特例（第六十一条の四）

第五節 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例（第六十二条・第六十二条の二）

第五節の二 土地の譲渡等がある場合の特別税率（第六十二条の三・第六十三条）

第六節 資産の譲渡の場合の課税の特例

第一款 取用等の場合の課税の特例（第六十四条―第六十五条の二）

第二款 特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除（第六十五条の三―第六十五条の五）

第二款の二 特定の長期所有土地等の所得の特別控除（第六十五条の五の二）

第三款 資産の譲渡に係る特別控除額の特例（第六十五条の六）

第四款 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例（第六十五条の七―第六十六条の二）

第七節 景気調整のための課税の特例（第六十六条の三）

第四節の二 同上

第一款 同上

第二款 同上

第五節 同上

第六節 同上

第三章 同上

第一節 同上

第一節の二 同上

第二節 同上

第三節 同上

第三節の二 同上

第三節の三 同上

第四節 同上

第四節の二 同上

第四節の三 同上

第五節 同上

第五節の二 同上

第六節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第二款の二 同上

第三款 同上

第四款 同上

第七節 同上

第七節の二 国外関連者との取引に係る課税の特例等（第六十六条の四・第六十六条の四の二）

第七節の三 国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例（第六十六条の五）

第七節の四 内国法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例

第一款 内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（第六十六条の六―第六十六条の九）

第二款 特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例（第六十六条の九の二―第六十六条の九の五）

第八節 その他の特例（第六十六条の十一―第六十八条の七）

第九節 中小企業者等である連結法人の法人税率の特例（第六十八条の八）

第十節 連結法人の特別税額控除及び減価償却の特例（第六十八条の九―第六十八条の四十二）

第十一節 連結法人の準備金等（第六十八条の四十三―第六十八条の五十九）

第十二節 削除

第十三節 連結法人の鉱業所得の課税の特例（第六十八条の六十一・第六十八条の六十二）

第十三節の二 対外船舶運航事業を営む連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特例（第六十八条の六十二の二）

第十四節 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例（第六十八条の六十三）

第十五節 連結法人である認定農業生産法人等の課税の特例（第六十八条の六十四・第六十八条の六十五）

第十六節 連結法人の交際費等の課税の特例（第六十八条の六十六）

第十七節 連結法人に使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例（第六十八条の六十七）

第十八節 連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率（第六十八条の六十八・第六十八条の六十九）

第十九節 連結法人の資産の譲渡の場合の課税の特例

第一款 収用等の場合の課税の特例（第六十八条の七十一―第六十八条の七十三）

第二款 特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除（第六十八条の七十四―第六十八条の七十六）

第二款の二 特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除（第六十八条の七

第七節の二 同上

第七節の三 同上

第七節の四 同上

第一款 同上

第二款 同上

第八節 同上

第九節 同上

第十節 同上

第十一節 同上

第十二節 同上

第十三節 同上

第十三節の二 同上

第十四節 同上

第十五節 同上

第十六節 同上

第十七節 同上

第十八節 同上

第十九節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第二款の二 同上

十六の二)

第三款 資産の譲渡に係る特別控除額の特例(第六十八條の七十七)

第四款 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例(第六十八條の七十八―第六十八條の八十五の四)

第二十節 削除

第二十一節 連結法人の景氣調整のための課税の特例(第六十八條の八十七)

第二十二節 連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例等(第六十八條の八十八・第六十八條の八十八の二)

第二十三節 連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例(第六十八條の八十九)

第二十四節 連結法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例

第一款 連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例(第六十八條の九十一―第六十八條の九十三)

第二款 特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例(第六十八條の九十三の二―第六十八條の九十三の五)

第二十五節 連結法人のその他の特例(第六十八條の九十四―第六十八條の百十一)

第四章 相続税法の特例(第六十九條―第七十條の十三)

第四章の二 地価税法の特例(第七十一條―第七十一條の十七)

第五章 登録免許税法の特例(第七十二條―第八十四條の六)

第六章 消費税法等の特例

第一節 消費税法の特例(第八十五條―第八十六條の五)

第二節 酒税法の特例(第八十七條―第八十七條の八)

第二節の二 たばこ税法の特例(第八十八條―第八十八條の四)

第三節 揮発油税法及び地方揮発油税法の特例(第八十八條の五―第九十條の三)

第三節の二 石油石炭税法の特例(第九十條の四―第九十條の七)

第三節の三 航空機燃料税法の特例(第九十條の八・第九十條の九)

第三節の四 自動車重量税法の特例(第九十條の十一―第九十條の十三)

第四節 印紙税法の特例(第九十一條―第九十二條)

第七章 利子税等の割合の特例(第九十三條―第九十六條)

第八章 雑則(第九十七條・第九十八條)

附則

第三款 同上

第四款 同上

第二十節 同上

第二十一節 同上

第二十二節 同上

第二十三節 同上

第二十四節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第二十五節 同上

第四章 相続税法の特例(第六十九條―第七十條の十二)

第四章の二 同上

第五章 同上

第六章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第二節の二 同上

第三節 同上

第三節の二 同上

第三節の三 同上

第三節の四 同上

第四節 同上

第七章 同上

第八章 同上

附則

(用語の意義)

第二条 省 略

2 第三章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 八 省 略

九 現物分配法人 法人税法第十二号の六に規定する現物分配法人をいう。

十 被現物分配法人 法人税法第十二号の六の二に規定する被現物分配法人をいう。

十の二 十の六 省 略

十の七 連結完全支配関係 法人税法第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係をいう。

十一 十七 省 略

十八 適格現物分配 法人税法第十二号の十五に規定する適格現物分配をいう。

十九 二十七の二 省 略

二十八 青色申告書 法人税法第二十三条第七号に規定する青色申告書をいう。

二十九 省 略

3 第四章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 期限内申告書 国税通則法第十七条第二項に規定する期限内申告書をいう。

二 期限後申告書 国税通則法第十八条第二項に規定する期限後申告書をいう。

三 修正申告書 国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。

4 省 略

(国外で発行された公社債等の利子所得の分離課税等)

第三条の三 省 略

二 四 省 略

5 第三項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法、国税通則法及び国税徴収法の規定を適用する。この場合において、国外公社債等の利子等の支払を受けるべき者が内国法人であるときは、当該内国法人に対する法人税法の規定の適用については、同法第六十八条第一項及び第八十一条の十四第一項中「又は賞金」とあるのは「若しくは賞金又は租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号

(用語の意義)

第二条 同 上

2 同 上

一 八 同 上

九 事後設立法人 法人税法第十二号の六に規定する事後設立法人をいう。

十 被事後設立法人 法人税法第十二号の六の二に規定する被事後設立法人をいう。

十の二 十の六 同 上

十の七 連結完全支配関係 法人税法第十二号の七の五に規定する連結完全支配関係をいう。

十一 十七 同 上

十八 適格事後設立 法人税法第十二号の十五に規定する適格事後設立をいう。

十九 二十七の二 同 上

二十八 青色申告書 法人税法第二十四条第十号に規定する青色申告書をいう。

二十九 同 上

3 同 上

(国外で発行された公社債等の利子所得の分離課税等)

第三条の三 同 上

二 四 同 上

5 第三項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法、国税通則法及び国税徴収法の規定を適用する。この場合において、国外公社債等の利子等の支払を受けるべき者が内国法人であるときは、当該内国法人に対する法人税法の規定の適用については、同法第六十八条第一項、第八十一条の十四第一項及び第百条第一項中「又は賞金」とあるのは「若しくは賞金又は租税特別措置法(昭和三十三年

（第三条の第三第二項（国外で発行された公社債等の利子所得の分離課税等）に規定する国外公社債等の利子等」と、「同法」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法」とする。

6・7 省 略

（勤労者財産形成貯蓄契約に基づく生命保険等の差益等の課税の特例）

第四条の四 勤労者財産形成促進法第二条第一号に規定する勤労者（第三項において「勤労者」という。）が、同法第六条第一項、第二項又は第四項に規定する勤労者財産形成貯蓄契約、勤労者財産形成年金貯蓄契約又は勤労者財産形成住宅貯蓄契約（第三項において「勤労者財産形成貯蓄契約等」という。）に係る生命保険若しくは損害保険又は生命共済に係る契約（次項において「勤労者財産形成貯蓄保険契約等」という。）に基づき支払を受ける差益（当該勤労者財産形成貯蓄契約に基づき支払われる一時金のうち満期返戻金等として政令で定めるものの額から当該生命保険若しくは損害保険に係る保険料の金額又は生命共済に係る共済掛金の額の合計額を控除した残額又は第四条の二第一項第四号若しくは前条第一項第四号に規定する差益をいう。）については、所得税法第二十三条第一項に規定する利子等とみなして、同法及びこの章の規定を適用する。

2 勤労者財産形成貯蓄保険契約等に係る生命保険若しくは損害保険の保険料又は生命共済の共済掛金については、所得税法第七十六条第一項から第四項まで及び第七十七条第一項の規定は、適用しない。

3 勤労者が、勤労者財産形成貯蓄契約等に基づき購入した公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権につき、当該証券投資信託の終了（当該証券投資信託の信託の併合に係るものである場合にあっては、当該証券投資信託の受益者に当該信託の併合に係る新たな信託の受益権以外の資産（信託の併合に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。）の交付がされた信託の併合に係るものに限る。）又は一部の解約があった場合において、当該終了又は一部の解約により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうち当該証券投資信託について信託されている金額（当該証券投資信託の受益権に係る部分の金額に限る。）に達するまでの金額は、第三十七条の十第四項の規定にかかわらず、当該金額を同条第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、所得税法及びこの章の規定を適用する。

法律第二十六号）第三条の第三第二項（国外で発行された公社債等の利子所得の分離課税等）に規定する国外公社債等の利子等」と、「同法」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法」とする。

6・7 同 上

（勤労者財産形成貯蓄契約に基づく生命保険等の差益等の課税の特例）

第四条の四 勤労者財産形成促進法第二条第一号に規定する勤労者（第三項において「勤労者」という。）が、同法第六条第一項、第二項又は第四項に規定する勤労者財産形成貯蓄契約、勤労者財産形成年金貯蓄契約又は勤労者財産形成住宅貯蓄契約（第三項において「勤労者財産形成貯蓄契約等」という。）に係る生命保険若しくは損害保険又は生命共済に係る契約（次項において「勤労者財産形成貯蓄保険契約等」という。）に基づき支払を受ける差益（当該勤労者財産形成貯蓄契約に基づき支払われる一時金のうち満期返戻金等として政令で定めるものの額から当該生命保険若しくは損害保険に係る保険料の金額又は生命共済に係る共済掛金の額の合計額を控除した残額又は第四条の二第一項第四号若しくは前条第一項第四号に規定する差益をいう。）については、所得税法第二十三条第一項に規定する利子等とみなして、同法及びこの節の規定を適用する。

2 勤労者財産形成貯蓄保険契約等に係る生命保険若しくは損害保険の保険料又は生命共済の共済掛金については、所得税法第七十六条第一項及び第二項並びに第七十七条第一項の規定は、適用しない。

3 勤労者が、勤労者財産形成貯蓄契約等に基づき購入した公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権につき、当該証券投資信託の終了（当該証券投資信託の信託の併合に係るものである場合にあっては、当該証券投資信託の受益者に当該信託の併合に係る新たな信託の受益権以外の資産（信託の併合に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。）の交付がされた信託の併合に係るものに限る。）又は一部の解約があった場合において、当該終了又は一部の解約により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうち当該証券投資信託について信託された金額（所得税法第二条第一項第十四号に規定するオープン型の証券投資信託にあっては当該金額のうち同法第九条第一項第十一号に掲げる収益の分配に充てられるべき部分の金額を控除した金額とし、当該証券投資信託の受益権に係る部分の金額に限る。）に達するまでの金額は、第三十七条の十第四項の規定にかかわらず、当該金額を同条第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、同

(振替国債等の利子の課税の特例)

第五条の二 非居住者又は外国法人で次に掲げる要件を満たすものが、特定振替機関、特定口座管理機関若しくは特定間接口座管理機関（以下この条において「特定振替機関等」という。）又は適格外国仲介業者から開設を受けている口座において当該特定振替機関等の国内にある営業所若しくは事務所（以下この条において「営業所等」という。）又は当該適格外国仲介業者の特定国外営業所等を通じて振替記載等を受けている社債、株式等の振替に関する法律第八十八条に規定する振替国債（同法第九十条第三項に規定する分離利息振替国債を除く。以下この条において「振替国債」という。）又は同法第百十三条において準用する同法第六十六条の規定により同法の規定の適用を受けるものとされる地方債（以下この条において「振替地方債」という。）につきその利子（第八条第一項又は第二項の規定の適用があるものを除く。）の支払を受ける場合には、その支払を受ける利子（その者が当該振替国債又は当該振替地方債を引き続き所有していた期間（当該振替国債又は当該振替地方債につき引き続き振替記載等を受けていた期間に限る。以下この条において「所有期間」という。）に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。）については、所得税を課さない。

一 当該非居住者又は外国法人が、振替国債又は振替地方債の利子につき最初にこの項の規定の適用を受けようとする際、その旨、その者の氏名又は名称及び住所（国内に居所を有する非居住者その他の財務省令で定める者にあつては、財務省令で定める場所。以下この条において同じ。）その他の財務省令で定める事項を記載した書類（以下この条において「非課税適用申告書」という。）を、当該特定振替機関等を経由し、又は当該適格外国仲介業者（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該適格外国仲介業者（当該適格外国仲介業者が他の外国再間接口座管理機関から当該振替国債又は振替地方債の振替記載等を受ける場合には、当該適格外国仲介業者及び当該振替国債又は振替地方債の振替記載等に係る他の外国再間接口座管理機関）及び当該振替国債又は振替地方債の振替記載等に係る外国再間接口座管理機関。次号において同じ。）及び当該適格外国仲介業者が当該振替国債若しくは振替地方債の振替記載等を受ける特定振替機関等（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該振替国債又は振替地方債の振替記載等に係る

法、同項及びこの節の規定を適用する。

(振替国債等の利子の課税の特例)

第五条の二 非居住者又は外国法人でその有する次の各号に掲げるものの区分に応じ当該各号に定める要件を満たすものが、特定振替機関、特定口座管理機関若しくは特定間接口座管理機関（以下この条において「特定振替機関等」という。）又は適格外国仲介業者から開設を受けている口座において当該特定振替機関等の国内にある営業所若しくは事務所（以下この条において「営業所等」という。）又は当該適格外国仲介業者の特定国外営業所等を通じて振替記載等を受けている社債、株式等の振替に関する法律第八十八条に規定する振替国債（同法第九十条第三項に規定する分離利息振替国債を除く。以下この条において「振替国債」という。）又は同法第百十三条において準用する同法第六十六条の規定により同法の規定の適用を受けるものとされる地方債（以下この条において「振替地方債」という。）につきその利子（第八条第一項又は第二項の規定の適用があるものを除く。）の支払を受ける場合には、その支払を受ける利子（その者が当該振替国債又は当該振替地方債を引き続き所有していた期間（当該振替国債又は当該振替地方債につき引き続き振替記載等を受けていた期間に限る。以下この条において「所有期間」という。）に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。）については、所得税を課さない。

一 振替国債 次に掲げる要件

イ 当該非居住者又は外国法人が、当該振替国債の利子につき最初にこの項の規定の適用を受けようとする際、その旨、その者の氏名又は名称及び住所（国内に居所を有する非居住者その他の財務省令で定める者にあつては、財務省令で定める場所。以下この条において同じ。）その他の財務省令で定める事項を記載した書類（以下この条において「振替国債非課税適用申告書」という。）を、当該特定振替機関等（当該特定振替機関等が特定口座管理機関である場合には当該特定振替機関等及び特定振替機関とし、当該特定振替機関等が特定間接口座管理機関である場合には当該特定振替機関等（当該特定振替機関等が他の特定間接口座管理機関から当該振替国債の振替記載等を受ける場合には、当該特定振替機関等及び当該振替国債の振替記載等に係る他の特定間接口座管理機関）及び当該振替国債の振替記載等に係る特定間接口座管理機関並びに特定振替機関とする。以下この号において同じ。）を経由し、又は当該適格外国仲介業者（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機

外国間接口座管理機関が当該振替国債又は振替地方債の振替記載等を受ける特定振替機関等)を経由して当該特定振替機関等の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出していること。

二 当該非居住者又は外国法人が有する次に掲げるものの区分に応じ、それぞれ次に定める要件

イ 振替国債 当該非居住者又は外国法人が、当該振替国債の利子の支払を受けるべき日の前日までに、その者の当該振替国債に係る所有期間その他の財務省令で定める事項を記載した書類(以下この条において「振替国債所有期間明細書」という。)を、当該特定振替機関等(当該特定振替機関等が特定口座管理機関である場合には当該特定振替機関等及び特定振替機関とし、当該特定振替機関等が特定間接口座管理機関である場合には当該特定振替機関等(当該特定振替機関等が他の特定間接口座管理機関から当該振替国債の振替記載等を受ける場合には、当該特定振替機関等及び当該振替国債の振替記載等に係る他の特定間接口座管理機関)及び当該振替国債の振替記載等に係る特定口座管理機関並びに特定振替機関とする。イにおいて同じ。)を経由し、又は当該適格外国仲介業者及び当該振替国債の振替記載等に係る特定振替機関等を経由して当該利子に係る所得税法第十七条の規定による納税地の所轄税務署長に提出していること。

ロ 振替地方債 当該非居住者又は外国法人が、当該振替地方債の利子の支払を受けるべき日の前日までに、その者の当該振替地方債に係る所有期間その他の財務省令で定める事項を記載した書類(以下この条において「振替地方債所有期間明細書」という。)を、当該特定振替機関等(当該特定振替機関等が特定口座管理機関である場合には当該特定振替機関等及び特定振替機関とし、当該特定振替機関等が特定間接口座管理機関である場合には当該特定振替機関等(当該特定振替機関等が他の特定間接口座管理機関から当該振替地方債の振替記載等を受ける場合には、当該特定振替機関等及び当該振替地方債の振替記載等に係る他の特定間接口座管理機関)及び当該振替地方債の振替記載等に係る特定口座管理機関並びに特定振替機関とする。以下この号において同じ。)及び当該利子の支払をする者を経由し、又は当該適格外国仲介業者及び当該振替地方債の振替記載等に係る特定振替機関等並びに当該利子の支払をする者を経由して当該利子に係る所得税法第十七条の規定による納税地の所轄税務署長に提出していること。

関である場合には、当該適格外国仲介業者(当該適格外国仲介業者が他の外国間接口座管理機関から当該振替国債の振替記載等を受ける場合には、当該適格外国仲介業者及び当該振替国債の振替記載等に係る他の外国間接口座管理機関)及び当該振替国債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関。ロにおいて同じ。)及び当該振替国債の振替記載等に係る特定振替機関等を経由して当該利子に係る所得税法第十七条の規定による納税地の所轄税務署長に提出していること。

二
イ 当該非居住者又は外国法人が、当該振替国債の利子の支払を受けるべき日の前日までに、その者の当該振替国債に係る所有期間その他の財務省令で定める事項を記載した書類(第八項及び第十七項において「振替国債所有期間明細書」という。)を、当該特定振替機関等を経由し、又は当該適格外国仲介業者及び当該振替国債の振替記載等に係る特定振替機関等を経由してイに規定する税務署長に提出していること。

振替地方債 次に掲げる要件

イ 当該非居住者又は外国法人が、当該振替地方債の利子につき最初にこの項の規定の適用を受けようとする際、その旨、その者の氏名又は名称及び住所その他の財務省令で定める事項を記載した書類(以下この条において「振替地方債非課税適用申告書」という。)を、当該特定振替機関等(当該特定振替機関等が特定口座管理機関である場合には当該特定振替機関等及び特定振替機関とし、当該特定振替機関等が特定間接口座管理機関である場合には当該特定振替機関等(当該特定振替機関等が他の特定間接口座管理機関から当該振替地方債の振替記載等を受ける場合には、当該特定振替機関等及び当該振替地方債の振替記載等に係る他の特定間接口座管理機関)及び当該振替地方債の振替記載等に係る特定口座管理機関並びに特定振替機関とする。以下この号において同じ。)及び当該利子の支払をする者を経由し、又は当該適格外国仲介業者(当該適格外国仲介業者が外国間接口座管理機関である場合には、当該適格外国仲介業者(当該適格外国仲介業者が他の外国間接口座管理機関から当該振替地方債の振替記載等を受ける場合には、当該適格外国仲介業者及び当該振替地方債の振替記載等に係る他の外国間接口座管理機関)及び当該振替地方債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関。ロにおいて同じ。)及び当該振替地方債の振替記載等に係る特定振替機関等並びに当該利子の支払をする者を経由して当該利子に係る所得税法第十七条の規定による納税地の所轄税務署長に提出していること。